

民間事業者みなさまからの**アイデア** **募集!!**

= 浦添市FM施策に関する民間提案制度 =



平成30年度

浦添市FM施策に関する民間提案実施要項



平成30年11月12日

浦添市



# 浦添市 F M 施策に関する民間提案制度の概要

## 1 F M 施策に関する民間提案制度とは

浦添市では、本市が所有又は管理する資産（土地、建物、構築物、設備等）とその環境を最適な状態（最小の経費で最大の効果）で保有し、活用し、運営し、維持するための総合的な資産経営を行うファシリティマネジメント（以下「公共 F M」といいます。）を推進しています。

浦添市 F M 施策に関する民間提案制度（以下「民間提案制度」といいます。）は、市有施設の整備や維持管理、その他の公共 F M に関する事業において P P P（公民連携）\*を取り入れることで、民間の創意工夫等を最大限活用し、市民サービスの向上、地域経済の活性化及び財政負担の軽減等を目的に民間から事業提案を募集し、予算措置などの条件が整った場合に事業化する制度です。

採用された事業提案の提案者は、交渉権者となり事業化に向けた諸条件について詳細協議を進め、予算措置を含めて協議が整った場合に事業実施者として本市と契約を締結します。

\* P P P（公民連携）とは、Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略で、行政と民間が連携・協働により、公共施設の整備や公共サービスの提供等を行うことです。これまで、行政が行ってきた公共施設の整備等に、民間の知恵やアイデア、資金や技術、ノウハウを最大限に発揮させることで、より施設整備費の縮減や公共サービスの向上、施設の有効活用、業務の効率化などを目指すものです。

## 2 民間提案制度の目的

民間提案制度の実施にあたっては、主に次の3つの目的をもって実施します。

### (1) 公共サービスの向上

民間の知恵やアイデア、資金や技術、ノウハウを最大限に活用することにより、施設やその環境の特性を活かした充実した施設運営や、機能性の高い魅力ある施設の整備等を実現することで、公共サービスの向上を図ります。

### (2) 地域経済の活性化

民間事業者の幅広い参入を促し、民間の新たな事業機会を創出するほか、民間投資を喚起することにより、地域経済の活性化を図ります。

### (3) 財政負担の軽減

民間資金や技術等を活用することで、施設整備にかかる費用と施設運営にかかる費用の両面から、施設のライフサイクルコストを縮減し、市の財政負担の軽減を図ります。

### 3 提案者

民間提案制度における提案者は、自ら提案した内容を的確に遂行する意思と能力を有するとともに、前項に掲げる目的を達成する意思を持つ民間企業、NPO法人等の法人、任意団体（以下「民間事業者等」という。）とし、個人は除くものとします。

### 4 民間提案制度の実施概要

民間提案制度は、次のとおり実施します。

#### (1) 提案事業リストの公表

市は、公共FMの施策に関する事業について、事業の概要、コスト、実施状況等を掲載したリストを作成し公表します。

#### (2) 民間事業者等から提案

提案を希望する民間事業者等は、提案事業リストに掲載された事業等について、「市民サービスの向上」「行財政運営の効率化」「コスト縮減・平準化」「地域経済の活性化」などに繋がる提案（以下「民間提案」という。）を行います。

#### (3) 民間提案の採否決定と公表

市は、民間提案の採否を決定し、民間提案を採用し事業化を進めるものは事業計画を、採用しないものはその理由を明らかにし公表します。

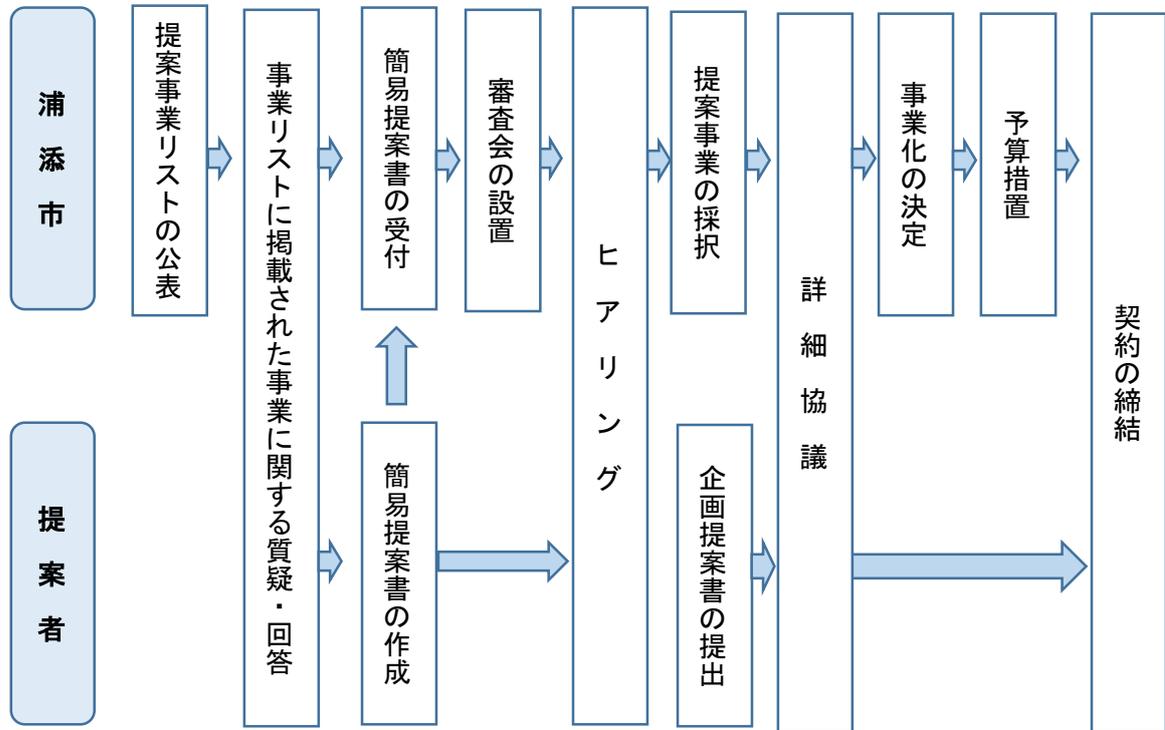
なお、民間提案の採否の区分は次のとおりとなります。

- ① 採用（一部採用）：民間提案を採用し、事業化を進めると判断した場合
- ② 継続協議：事業化の可能性はあるが、課題等の整理が必要な場合
- ③ 不採用：事業化に適さないと判断した場合

#### (4) 事業化・契約締結までの手続き

- ① 採用された提案事業の提案者は、交渉権者となり契約を締結するまでの諸条件について、市と詳細協議を進めます。なお、この際の協議は、企画提案書の範囲内で行うものとし、協議が整わない場合は事業化されません。
- ② 交渉権者は、予算措置を含めて協議が整った場合に事業実施者として本市と契約（随意契約）を締結します。

## 民間提案制度の実施フロー



### 提案制度の目的

- 公共サービスの向上
- 地域経済の活性化
- 財政負担の軽減 など

### 提案制度に期待する効果

- 業務の質や市民サービスの向上
- 事務の効率化
- コストの縮減・平準化 など

## 5 事務局

本制度に関する事務局は、次のとおりです。

所在地 901-2501 浦添市安波茶1丁目1番1号

担当窓口 浦添市財産管理課

電話番号 098-876-1234 (内線 2014)

Eメール [zaisankanri@city.urasoe.lg.jp](mailto:zaisankanri@city.urasoe.lg.jp)

## 平成30年度 民間提案募集要項

### 1 提案募集の対象事業リスト

No	事業名	事業の目的	事業化の条件等
30-1	自由提案型 公共FM推進事業 【対象施設名称】 ・市庁舎及び敷地	公共FM施策に関する自由提案を募集し、資産の有効活用を図る。 【想定する事業】 ・駐車場の有効活用 ・施設案内サイン整備（施設内の窓口案内表示等） ・広告掲載 ・余剰スペースの有効活用など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に採用された民間提案に関する事業でないこと。注)</li> <li>・市の事務事業に支障のない提案であること。</li> <li>・新たな本市の費用負担が生じないこと（ただし、広告収入等で財源を創出する提案や現行予算の流用は可。）</li> <li>・単に自社製品等の斡旋や既存事業を安価に受託しようとする提案でないこと。</li> </ul>
30-2	庁用車包括管理委託事業	庁用車の包括的な管理運営業務を委託する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行業務をそのまま受託する提案でないこと。</li> <li>・新たな本市の費用負担が生じないこと（ただし、カーシェアリングや広告収入等で財源を創出する提案や現行予算の流用は可。）</li> </ul>
30-3	「浦添市産業振興センター・結の街」省エネ設備更新事業	老朽化した空調設備等を更新し、CO2排出抑制を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間資金を活用する提案であること。</li> <li>・財政負担の軽減や平準化が図れること。</li> </ul>
30-4	「浦添市てだこホール」省エネ設備推進事業	設備の保守・運転管理をはじめ、公有資産のエネルギーサービスの包括的な提供を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政負担の軽減や平準化が図れること。</li> <li>・ESCO事業又は省エネ補助金活用等を含めた提案であること。</li> </ul>
30-5	「浦添市てだこホール」空きスペース有効活用事業	施設の利用頻度の低いスペースの有効活用を図る。 【想定場所】 小ホール棟、生涯学習棟1階・2階、中庭テラス、市民サロン、楽屋棟、屋上スタンド 【想定する事業】 コンビニ、カフェ、ビアガーデン、花屋等の設置運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸借契約を締結すること。</li> <li>・市の費用負担が生じないこと。</li> </ul>

#### 注) 既に採用された民間提案

- ・市庁舎敷地コンビニ設置（子育て支援施設併設）
- ・市庁舎統括管理業務委託

## 2 提案者

### (1) 提案者の要件

提案者は、自ら提案した内容を的確に遂行する意思と能力を有するとともに、民間提案制度の目的を達成する意思を持つ民間企業、NPO法人等の法人、任意団体（以下「民間事業者等」という。）とし、個人は除きます。

### (2) 提案者になれない民間事業者等

次のいずれかに該当する民間事業者等は、提案者及び提案者の構成員となることができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 国及び地方公共団体から入札参加停止を受けている者
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者及びこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当と認められる者、並びに浦添市暴力団排除条例（平成 23 年 6 月 29 日条例第 14 号）に基づく排除措置に該当する者
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続きが終了していない者
- ⑤ 国税及び地方税、社会保険料の滞納がある者

## 3 実施スケジュール及び応募方法

### (1) 実施スケジュール

提案事業リストの公表	平成 30 年 11 月 12 日（月）
制度及び事業に関する質問受付	平成 30 年 11 月 12 日（月）～ 12 月 14 日（金）
簡易提案書の受付期間	平成 30 年 11 月 12 日（月）～ 12 月 27 日（木）
ヒアリング	平成 31 年 1 月中旬
提案事業の採択決定 ※必要に応じて協定書締結	平成 31 年 1 月下旬
企画提案書の提出期限	平成 31 年 2 月上旬
詳細協議	平成 31 年 2 月～
事業化の決定	平成 31 年 4 月 1 日以降

### (2) 質問受付及び回答

#### ① 質問方法

質問書（「制度に関する質問」は様式第 1 号、「事業に関する質問」は様式第 2 号）に質問内容を記載し、電子メールにより提出すること。※電子メール送信後、担当者まで電話連絡し、受信の確認をお願いします。

② 質問受付期間

平成 30 年 11 月 12 日（月）～ 12 月 14 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで。（ただし、土日・祝祭日を除く。）

③ 回答方法

「制度に関する質問」に対する回答は、本市ホームページで順次公表します。なお、「事業に関する質問」に対する回答は、提案内容に関わる事項に及ぶことから、質問者個別に回答します。

④ 質問書提出先メールアドレス

メールアドレス：zaisankanri@city.urasoe.lg.jp

電話：098-876-1234（内線 2011）

担当者：財産管理課 民間提案制度担当者

**(3) 簡易提案書等の書類提出**

提案団体調書（様式第 3 号）、誓約書（様式第 4 号）、簡易提案書（様式第 5 号）、提案団体状況表（様式第 6 号）及び関連事業実績一覧表（様式第 7 号 ※任意提出）に必要事項を記載し、必要に応じて関連資料も併せて各 1 部を次の方法により提出してください。

① 受付期間

平成 30 年 11 月 12 日（月）から平成 30 年 12 月 27 日（木）までの午前 9 時から午後 5 時まで。（ただし、土日・祝祭日を除く。）

② 提出方法及び提出先

A. 提出方法

郵送又は直接持参とします。おな、郵送の場合は、受取り日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期間中に到着したものに限り受付します。

I. 提出先

〒901-2501 浦添市安波茶 1 丁目 1 番 1 号

浦添市役所 8 階 財産管理課 民間提案制度担当者宛

## 4 提案事業の採否

**(1) ヒアリングの実施**

提案事業の採否については、本市が設置する審査委員会において提案書やヒアリングを基に審査し決定します。なお、ヒアリングの日程等については別途通知します。

## (2) 審査の視点

審査項目		視点
制度の理解度	将来性	公民連携を広めていけるか。
	地域性	地域ニーズに応じた事業展開ができ、地域雇用、地域経済の活性化が図れるか。
実現性	安定性・実現性	継続事業ができるよう経営基盤が安定しているか。
	効率性・効果性	市のコスト縮減や平準化、または収入の増加が見込まれ、かつ公共サービスの向上が図られるか。
	法的適合性	事業化にあたって支障となる法令等の事項がないか。
独創性・その他		独自の発想や工夫に基づく付加価値はあるか。
		地域雇用への配慮や地域経済の活性化を図る工夫があるか。
		行政が実施するよりも市民サービスの向上が図られる工夫があるか。
		提案者が事業実施者となった場合、事業を安定的に担う体制、能力を有しているか。

## (3) 提案事業の採否決定と公表

本市は、民間提案の採否を決定し、民間提案を採用し事業化を進めるものは事業計画を、採用しないものはその理由を明らかにし、市のホームページ等で公表します。

なお、民間提案の採否の区分は次のとおりとなります。

- ① 採用（一部採用）：民間提案を採用し、事業化を進めると判断した場合
- ② 継続協議：事業化の可能性はあるが、課題等の整理が必要な場合
- ③ 不採用：事業化に適さないと判断した場合

## 5 事業化までの手続き

採用された提案事業の事業化や契約締結までの手続きについては、次の手順で行います。

### (1) 書類提出

採用された提案事業の提案者は、次の①から③までの書類を各々2部（正本1部、副本1部）、④を12部（正本1部、副本11部）提出してください。なお、提出時期等は別途通知します。 ※副本はコピー可

- ① 法人登記事項証明書又は登記事項証明書に準ずる書類
- ② 構成員、責任の範囲を定めた協定書等（任意様式）※共同事業体の場合
- ③ 提案事業の実施に必要な技術者等の資格証明書 ※必要に応じて提出
- ④ 企画提案書（任意様式）

簡易提案書に応じた提案内容及びヒアリングで確認した事項等を基に、事業の実施方法、事業スケジュール、経費計画及び事業実施体制等の内容を記載したもの

## (2) 事業化・契約締結までの手続き

- ① 採用された提案事業の提案者は、交渉権者となり契約を締結するまでの諸条件について、市と詳細協議を進めます。なお、この際の協議は、企画提案書の範囲内で行うものとし、協議が整わない場合は事業化されません。
- ② 交渉権者は、予算措置を含めて協議が整った場合に事業実施者として本市と契約（随意契約）を締結します（平成 31 年 4 月 1 日以降）。

## 6 留意事項

### (1) 費用負担

提案に関する全ての資料の作成・提出・協議等にかかる費用については、提案者の負担とします。

### (2) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。また、提案者は、市が設置する審査会や事業化の検討における提出書類の利用、事業名称や概略等の公表に同意することとします。ただし、提案者の独自のノウハウ等が含まれている内容については、公表の対象としません。

### (3) 特許権等の侵害防止

提案者は、提出書類が第三者の有する特許権等を侵害するものでないことを本市に対して保証することとします。提案者は、提出書類が第三者の特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、提案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとしします。

### (4) 情報公開

浦添市情報公開条例に基づき、情報公開請求により一部又は全部を公開することがあります。

### (5) 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 本要項に定める手続きを遵守しない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

### (6) 提案の辞退

提案を辞退する場合は、辞退届書（様式第 8 号）を提出すること。

### (7) 不測の事態への対応

本要項に記載されていない事項及び想定されない事態が発生した場合には、本市と別途協議を行うものとしします。

## 提案のための公表資料

### ※下記資料以外に必要な資料について

下記の資料以外に、提案に必要な資料閲覧や現場確認等を希望する場合は、事前にご相談ください。なお、ご要望に添えかねる場合もございますので、予めご了承ください。

### 事業リストNo.30-1（浦添市庁舎の概要）

#### ●敷地

所在地：沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

用途地域：近隣商業地域、第1種住居専用地域、居住地域

面積：19,889.29㎡

#### ●建物

階数：行政棟・・・地下1階 地上9階

議会棟・・・地下1階 地上4階

最高高さ：48.2m

構造：行政棟・・・鉄骨鉄筋コンクリート造

議会棟・・・鉄筋コンクリート造

延床面積：行政棟・・・17,971㎡

議会棟・・・6,185㎡

#### ●駐車場施設

364台（屋内：86台、屋外：278台）

#### ●職員数（市庁舎勤務者数）

約720名（嘱託・臨時職員含む）

#### ●来庁者数

未集計（参考：窓口証明書等発行件数 約37,000件/年）

### 既に導入済みの主な公共FM施策（市庁舎関連）

- 市庁舎広告掲載事業（平成27年11月～ 広告付き庁舎案内板等）
- 市庁舎空スペース貸付事業（平成28年1月～ 自動証明写真機設置等）
- 市庁舎ESCO事業（平成28年6月～ 空調設備・照明LEDの更新等）

### 既に採択された民間提案

- 市庁舎敷地コンビニ設置（子育て支援施設併設）
- 市庁舎統括管理事業委託

## 事業リストNo.30-2（庁用車管理業務の概要）

- 対象車両（財産管理課所管車両）

普通自動車：10台、ワンボックス：2台、軽自動車：8台、マイクロバス：1台

原動付バイク：1台           計22台

- 主な庁用車管理費（平成27～29年度平均）

- ・人件費：約1,771,000円

- ・修繕費：約1,476,000円

- ・自動車購入費：約1,340,000円

- 主な庁用車管理業務の内容

庁用車の配車業務、庁用車の整備及び管理

## 事業リストNo.30-3（浦添市産業振興センター・結の街の概要）

### 【施設概要】

施設の名称：浦添市産業振興センター・結の街

施設の所在地：浦添市勢理客四丁目13番1号

### 【建物等の概要】

建築年：平成16年度

供用開始：平成17年2月

構造：鉄筋コンクリート造5階建

敷地面積：7,800㎡

延床面積：5,353㎡

駐車場：3,922㎡(146台駐車可能)

○1階 882㎡

展示コーナー・インターネットコーナー

チャレンジショップ(飲食型創業支援) 2室

○2階 1,070㎡

支援施設(浦添商工会議所) 会議室 等

○3階 1,533㎡

大研修室(235.791㎡) 舞台・控室有

中研修室(134.4㎡) 間仕切りで2部屋に分離可能

小研修室(67.2㎡) 2部屋 間仕切りをなくし1部屋(約135㎡)に拡大可能。

○4階 989㎡

パソコン研修室(67.2㎡) 3部屋

間仕切りをなくし、2部屋を1部屋(約135㎡)に拡大可能

特産品開発室(約34㎡) 3部屋

ライブラリー(約101㎡)

○5階 878㎡

創業支援室ブース(約2.6㎡) 6ブース

中核企業室(67.2㎡・134.4㎡) 2室

創業支援室(33㎡) 6室

**浦添市産業振興センター・結の街 ホームページ**

<http://yuinomachi.jp/>

【「浦添市産業振興センター・結の街」電気使用量（総使用量）】

	27年度		28年度		29年度	
	単位：kWh	単位：円	単位：kWh	単位：円	単位：kWh	単位：円
4月分	33,727	959,517	43,664	1,089,906	33,331	1,088,855
5月分	42,071	1,066,557	64,536	1,368,844	42,001	1,239,365
6月分	72,102	1,528,041	82,120	1,644,069	59,397	1,522,010
7月分	83,656	1,843,732	102,411	2,127,180	84,206	2,031,977
8月分	82,493	1,878,203	91,412	1,973,371	88,615	2,083,405
9月分	80,966	1,851,522	78,400	1,766,645	77,864	1,872,546
10月分	68,591	1,535,886	74,513	1,601,593	72,737	1,675,441
11月分	57,386	1,341,134	44,983	1,173,135	48,335	1,280,302
12月分	30,782	921,532	32,068	993,979	30,150	1,000,258
1月分	28,654	883,668	28,109	951,785	31,671	1,034,945
2月分	28,855	881,908	27,457	956,183	33,746	1,077,751
3月分	33,727	944,344	29,614	1,009,103	39,026	1,174,422
合計	643,010	15,636,044	699,287	16,655,793	641,079	17,081,277

## 事業リストNo.30-4 及び 30-5（浦添市てだこホールの概要）

### 【施設概要】

施設名称	浦添市てだこホール
所在地	浦添市仲間1丁目9番3号
施設の特徴	舞台芸術の公演・上演機能を高度に備えた多機能な大ホール(1001席)と小ホール(300席)。 ワークショップや展示販売会等に利用できる約300人収容の市民交流室、音楽や演劇の練習室(1・2)、音楽スタジオ(1・2)、研修会や会議室として利用できる多目的室(1・2)、PCを設置したマルチメディア学習室の全10施設。
施設概要	建設年月日 大ホール棟：平成19年4月28日 小ホール棟：平成20年4月1日 生涯学習棟：平成19年4月25日 市民交流室：平成19年4月25日 敷地面積 12,441㎡ 施設面積 7,892㎡（延床面積11,097㎡） 利用時間 午前9時から午後10時まで 管理運営 指定管理者：浦添市てだこホール指定管理共同企業体「ティダココミュニケーション&リレーションズ」 指定管理期間 平成28年4月1日～平成33年3月3日
利用状況	利用実績 平成28年度の施設利用日数334日に対する利用件数(3,302件)及び利用者数(260,161人)は、以下のとおり。 大ホール:264件・120,887人 小ホール:262件・42,824人 市民交流室:340件・37,860人 練習室1・2:905件・20,889人 音楽スタジオ1・2:40件・219人 多目的室1・2:1,025件・27,182人 マルチメディア学習室:466件・10,905人
主なイベント等	琉球交響楽団定期演奏会他演奏会、浦添市文化芸術振興事業 ミュージカル「尚寧王」他演劇、市文化協会主催文化講演会等の3,302件の催事。

浦添市てだこホール ホームページ

<http://www.tedakohall.jp/>

【「浦添市てだこホール」電気使用量（総使用量）】

<b>H27</b>	単位：KWh	単位：円		<b>H28</b>	単位：KWh	単位：円		<b>H29</b>	単位：KWh	単位：円
4月	108,620	2,710,559		4月	89,690	2,287,328		4月	97,990	2,542,295
5月	74,210	2,177,968		5月	101,020	2,480,937		5月	85,350	2,406,689
6月	96,190	2,473,463		6月	106,990	2,517,869		6月	100,850	2,685,707
7月	121,320	2,841,227		7月	115,590	2,611,298		7月	103,680	2,713,682
8月	129,400	3,164,011		8月	140,430	3,169,577		8月	132,030	3,370,738
9月	132,530	3,244,472		9月	134,370	3,101,852		9月	141,140	3,530,605
10月	116,720	2,992,621		10月	126,140	2,965,012		10月	114,200	3,028,329
11月	120,330	2,894,238		11月	131,820	2,887,035		11月	115,460	2,874,167
12月	115,670	2,786,048		12月	113,440	2,624,504		12月	108,140	2,756,668
1月	90,700	2,370,767		1月	89,200	2,283,497		1月	83,150	2,371,138
2月	79,160	2,167,228		2月	77,990	2,140,119		2月	84,470	2,419,083
3月	85,600	2,247,056		3月	75,500	2,134,437		3月	84,880	2,451,893
合計	1,270,450	32,069,658		合計	1,302,180	31,203,465		合計	1,251,340	33,150,994

## 様式集

(様式第 1 号)

年 月 日

浦添市長 殿

所在地

商号又は団体名

㊟

代表者氏名

電話番号

### 民間提案制度に関する質問書

質問事項

(連絡先)

担当者職氏名

所属

電話番号

E-mail

(様式第 2 号)

年 月 日

浦添市長 殿

所在地

商号又は団体名

⑩

代表者氏名

電話番号

### 事業に関する質問書

事業No		事業名	

(連絡先)

担当者職氏名

所属

電話番号

E-mail

(様式第3号)

### 提案団体調書

商号又は名称			
代表者職氏名 住所又は所在地			
本業務を担当する 支社・営業所名及 びその所在地 ※本社の場合は記入不要			
設立年月日	従業員数	人	
資本金	千円	売上高 (直近決算額)	千円
ホームページ	http://		
主な業務内容			
保険加入状況			
健康保険加入	厚生年金保険加入	雇用保険加入	労災保険加入
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

注) 複数の構成員 (複数団体等) で応募する場合は、構成員ごとに提出してください。

(様式第4号)

年 月 日

浦添市長 殿

所在地

商号又は団体名

⑨

代表者氏名

電話番号

### 誓約書

平成30年度浦添市FM施策に関する民間提案制度実施要項（以下「本要項」という。）に基づき、下記事業について提案書を提出します。なお、この提案にあたり本要項を遵守するとともに、提案に関する提出書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

事業No :

事業名 :

(連絡先)

担当者職氏名

所属

電話番号

E-mail

注1) 主たる営業所と登記簿上の所在地が異なる場合は、登記簿上の所在地について括弧書きで上段に記載してください。

注2) 複数の構成員（複数団体等）で応募する場合は、構成員ごとに提出してください。

(様式第5号)

年 月 日

浦添市長 殿

所在地

商号又は団体名

㊞

代表者氏名

電話番号

### 簡易提案書

提案事業 No		提案事業名	
1. 提案内容			

〈続きあり〉

(様式第5号 続き)

2. 提案理由

3. 効果（公共サービスの向上、地域経済の活性化、市の財政負担軽減等）

4. 提案事業に係る収支計画

(様式第6号)

年 月 日

浦添市長 殿

### 提案団体状況表

所 在	
商号または名称	
代 表 者 名	
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の第167条の4の規定に該当する。	有 無 (有の場合の理由 )
国及び地方公共団体から指名停止の措置を受けている。	有 無 (有の場合の理由 )
警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者及びこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当と認められる者、並びに浦添市暴力団排除条例(平成23年6月29日条例第14号)に基づく排除措置に該当する。	有 無 (有の場合の理由 )
会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続きをしている。	有 無 (有の場合の理由 )
国税及び地方税、社会保険料の滞納がある。	有 無 (有の場合の理由 )

注1) 必要事項を記入し、対応する部分には○を付けてください。

注2) 複数の構成員(複数団体等)で応募する場合は、構成員ごとに提出してください。

(様式第7号)

年 月 日

浦添市長 殿

所在地

商号又は団体名

⑩

代表者氏名

電話番号

### 関連事業実績一覧表

提案事業 No	提案事業名	発注者	契約期間	契約金額 (千円)	受注体制
	事業名 ※主な契約内容も記載				

注1) この「関連事業実績一覧表」は任意の提出書類です。提案する事業の実績や類似事業等の実績があれば記載し提出してください。

注2) 受注形態には、単独、グループ、JVの別で記載してください。

注3) 複数の構成員（複数団体等）で応募する場合は、構成員ごとに提出してください。

(様式第8号)

年 月 日

浦添市長 殿

所在地  
商号又は団体名  
代表者氏名  
電話番号

㊞

### 提案辞退届出書

下記事業への提案書に係る選定の参加を以下の理由により、辞退します。

記

提案事業No :  
提案事業名称 :

提案辞退理由 :

--